

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則（令和2年規則第29号）新旧対照表

<u>改正後</u>	<u>現行</u>
本則 略 別表第1 略 別表第2 別記1のとおり 別表第3 別記2のとおり 別表第4 別記3のとおり 別表第5 別記4のとおり 別表第6 略 別表第7 別記5のとおり 別表第8 別記6のとおり 別表第9 別記7のとおり 別表第10 別記8のとおり 別表第11 略 第1号様式から第21号様式まで 略	本則 略 別表第1 略 別表第2 別記1のとおり 別表第3 別記2のとおり 別表第4 別記3のとおり 別表第5 別記4のとおり 別表第6 略 別表第7 別記5のとおり 別表第8 別記6のとおり 別表第9 別記7のとおり 別表第10 別記8のとおり 別表第11 略 第1号様式から第21号様式まで 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記1（別表第2関係）

改正後		現行	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 から 3まで 略		1 から 3まで略	
4 階 段	<p>(1) 略</p> <p>ア <u>踊場</u>を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ から オ まで略</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する<u>踊場</u>の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該<u>踊場</u>が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。</p> <p>キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>踊場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p>	<p>4 階 段</p> <p>(1) 略</p> <p>ア <u>踊り場</u>を含めて、手すりを設けること。</p> <p>イ から オ まで略</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する<u>踊り場</u>の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該<u>踊り場</u>が250センチメートル以下の直進のものである場合には、この限りでない。</p> <p>キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>踊り場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p>	

	イ から ウ まで略 (3) 略		イ から ウ まで略 (3) 略
5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す る傾 斜路	<p>(1) 略</p> <p>ア から ウ まで略</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊場に設けるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 略</p>	5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す る傾 斜路	<p>(1) 略</p> <p>ア から ウ まで略</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 略</p>

	オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。
6 から 7まで略	
8 便所	(1) から (4) まで 略 (5) <u>介助用ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
9 から 11まで 略	
12 敷地内の通路	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 略 (ア) から (ウ) 略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。

	オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。
6 から 7まで略	
8 便所	(1) から (4) まで 略 (5) <u>大型ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
9 から 11まで略	
12 敷地内の通路	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 略 (ア) から (ウ) 略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。

	<p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) 略</p>
13 から 15まで略	
16 案内設備での経路	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>
17 公共通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p>

	<p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(3) 略</p>
13 から 15まで略	
16 案内設備での経路	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
17 公共通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p>

イ 略

(ア) から (エ) まで略

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊場**を設けること。

(カ) 略

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

ウ から エまで略

オ 略

(ア) **踊場**を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) から (ウ) まで略

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する**踊場** (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(オ) から (キ) まで略

(2) 略

イ 略

(ア) から (エ) まで略

(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊り場**を設けること。

(カ) 略

(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

ウ から エまで略

オ 略

(ア) **踊り場**を含めて、両側に手すりを設けること。

(イ) から (ウ) まで略

(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する**踊り場** (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(オ) から (キ) まで略

(2) 略

ア 略

イ 略

(ア) から (イ) まで略

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する**踊場**の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の**踊場**に設けるものについては、この限りでない。

(エ) から (オ) まで略

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊場**を設けること。

(キ) 略

(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

ア 略

イ 略

(ア) から (イ) まで略

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する**踊り場**の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の**踊り場**に設けるものについては、この限りでない。

(エ) から (オ) まで略

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊り場**を設けること。

(キ) 略

(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

ウ から エ まで略
オ 略
(ア) <u>踊場</u> を含めて、両側に手すりを設けること。
(イ) から (ウ) まで略
(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する <u>踊場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
(オ) から (キ) まで略

ウ から エ まで略
オ 略
(ア) <u>踊り場</u> を含めて、両側に手すりを設けること。
(イ) から (ウ) まで略
(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する <u>踊り場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
(オ) から (キ) まで略

別記2 (別表第3関係)

整備項目	整備基準
1 から 3 まで略	
4 階段	(1) 略 ア <u>踊場</u> を含めて、手すりを設けること。

整備項目	整備基準
1 から 3 まで略	
4 階段	(1) 略 ア <u>踊り場</u> を含めて、手すりを設けること。

	<p>イ から オ まで略</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ から ウ まで略</p> <p>(3) 略</p>		<p>イ から オ まで略</p> <p>カ 段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。</p> <p>キ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>イ から ウ まで略</p> <p>(3) 略</p>
5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止さ</p>	5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 略</p> <p>オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止さ</p>

る傾 斜路	せることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。	る傾 斜路	せることができる <u>平たん</u> な部分を設けること。
6 から7まで略		6 から 7まで略	
8 便 所	(1) から (4) まで略 (5) <u>介助用ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	8 便 所	(1) から (4) まで略 (5) <u>大型ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
9 略		9 略	
10 敷 地内 の通 路	(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (ウ) まで略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。	10 敷 地内 の通 路	(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (ウ) まで略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる <u>平たん</u> な部分を設けるこ と。

	<p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(3) 略</p>		<p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(3) 略</p>
11 から 13まで略		11 から 13まで略	
14 案内設備での経路	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等</p>	14	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等</p>
15 公共通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p>	15 公共通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p>

<p>イ 略</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p>	<p>イ 略</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平たんな部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p>
---	---

ア 略

イ 略

(ア) から (イ) まで略

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する**踊場**の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の**踊場**に設けるものについては、この限りでない。

(エ) から (オ) まで略

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊場**を設けること。

(キ) 略

(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

ア 略

イ 略

(ア) から (イ) まで略

(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する**踊り場**の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の**踊り場**に設けるものについては、この限りでない。

(エ) から (オ) まで略

(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の**踊り場**を設けること。

(キ) 略

(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる**平坦**な部分を設けること。

<p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) <u>踊場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する<u>踊場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>	<p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) <u>踊り場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する<u>踊り場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>
--	--

別記3 (別表第4関係)

整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 から 3 まで	略	1 から 3 まで	略
4 階段	(1) 略 ア から エ まで略	4 階段	(1) 略 ア から エ まで略

	<p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 踊場に手すりを設けること。</p> <p>イ から ウ まで略</p> <p>(3) 略</p>		<p>オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合においては、この限りでない。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 踊り場に手すりを設けること。</p> <p>イ から ウ まで略</p> <p>(3) 略</p>
<p>5 階 段に 代わ り、 又は これ</p>	<p>(1) 略</p> <p>ア から ウ まで略</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただ</p>	<p>5 階 段に 代わ り、 又は これ</p>	<p>(1) 略</p> <p>ア から ウ まで略</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。た</p>

<p>に併 設す る傾 斜路</p>	<p>し、当該踊場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ から オ まで略</p> <p>カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア から オ まで略</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>キ 略</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p>	<p>に併 設す る傾 斜路</p>	<p>だし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ から オ まで略</p> <p>カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p> <p>(3) 略</p> <p>ア から オ まで略</p> <p>カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>キ 略</p> <p>ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p>
--------------------------------	---	--------------------------------	---

6 から 11まで略		6 から 11まで略	
12 敷 地内 の通 路	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 略 (ア) から (エ) まで略 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けること。 (3) 略	12 敷 地内 の通 路	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 略 (ア) から (エ) まで略 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる <u>平坦</u> な部分を設けるこ と。 (3) 略
13 から 15まで 略		13 から 15まで略	
16 案 内設 備ま での 経路	(1) 略 (2) 略 ア 略 イ 略 (ア) 略 (イ) 略	16 案 内設 備ま での 経路	(1) 略 (2) 略 ア 略 イ 略 (ア) 略 (イ) 略

	<p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける <u>踊場</u>等</p>		<p>i から ii まで略</p> <p>iii 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける <u>踊り場</u>等</p>
17 公共的通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の <u>踊場</u>を設けること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u>な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) <u>踊場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p>	17 公共的通路	<p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (エ) まで略</p> <p>(オ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の <u>踊り場</u>を設けること。</p> <p>(カ) 略</p> <p>(キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる <u>平坦</u>な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) <u>踊り場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p>

<p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。</p>	<p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p>
---	--

<p>(エ) から (オ) まで略</p> <p>(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>	<p>(エ) から (オ) まで略</p> <p>(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにおいては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(キ) 略</p> <p>(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>

別記4 (別表第5関係)

整備項目	遵守基準
1 から 3まで略	
4 階 段	(1) 略 (2) 略 ア <u>踊場</u> に手すりを設けること。 イ から ウ まで略 (3) 略
5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、 高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメ ートル以上の <u>踊場</u> を設けること。 エ 略 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止さ

整備項目	遵守基準
1 から 3まで 略	
4 階 段	(1) 略 (2) 略 ア <u>踊り場</u> に手すりを設けること。 イ から ウ まで略 (3) 略
5 階 段に 代わ り、 又は これ に併 設す	(1) 略 (2) 略 ア から イ まで略 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、 高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメ ートル以上の <u>踊り場</u> を設けること。 エ 略 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止さ

<p>る傾 斜路</p>	<p>せることができる<u>平坦</u>な部分を設けること。</p>	<p>る傾 斜路</p>	<p>せることができる<u>平たん</u>な部分を設けること。</p>
<p>6 から 9まで</p>		<p>6 から 9まで略</p>	
<p>10 敷 地内 の通 路</p>	<p>(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (ウ) まで略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる<u>平坦</u>な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配 が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高 さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメ ートル以上の<u>踊場</u>を設けること。 (3) 略</p>	<p>10 敷 地内 の通 路</p>	<p>(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (ウ) まで略 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に 停止させることができる<u>平たん</u>な部分を設けるこ と。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配 が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高 さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメ ートル以上の<u>踊り場</u>を設けること。 (3) 略</p>
<p>11 から 13まで 略</p>		<p>11 から 13まで略</p>	

<p>14 公 共的 通路</p>	<p>略 (1) 略 ア 略 イ 略 (ア) から (エ) まで略 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (カ) 略 (キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ から エ まで略 オ 略 (ア) 踊場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) から (ウ) まで略 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブ</p>	<p>14 公 共的 通路</p>	<p>略 (1) 略 ア 略 イ 略 (ア) から (エ) まで略 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (カ) 略 (キ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる平坦な部分を設けること。 ウ から エ まで略 オ 略 (ア) 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。 (イ) から (ウ) まで略 (エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する踊り場 (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブ</p>
---------------------------	--	---------------------------	---

<p>ック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>(エ) から (オ) まで略</p> <p>(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(キ) 略</p>	<p>ロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(ア) から (イ) まで略</p> <p>(ウ) 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で、長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。</p> <p>(エ) から (オ) まで略</p> <p>(カ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>(キ) 略</p>
--	--

<p>(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる<u>平坦</u>な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) <u>踊場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する<u>踊場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>	<p>(ク) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子を安全に停止させることができる<u>平坦</u>な部分を設けること。</p> <p>ウ から エ まで略</p> <p>オ 略</p> <p>(ア) <u>踊り場</u>を含めて、両側に手すりを設けること。</p> <p>(イ) から (ウ) まで略</p> <p>(エ) 段がある部分の上下端に近接する通路の部分及び段がある部分の上下端に近接する<u>踊り場</u> (250センチメートル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(オ) から (キ) まで略</p>
--	--

別記 5 (別表第 7 関係)

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="246 1117 369 1268">整備項目</td> <td data-bbox="369 1117 1086 1268">整備基準等</td> </tr> </table>	整備項目	整備基準等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 1117 1243 1268">整備項目</td> <td data-bbox="1243 1117 1960 1268">整備基準等</td> </tr> </table>	整備項目	整備基準等
整備項目	整備基準等				
整備項目	整備基準等				

1 歩道	<p>(1) から (2) まで略</p> <p>(3) 歩道の舗装</p> <p>歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、<u>平坦</u>で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>	1 歩道	<p>(1) から (2) まで略</p> <p>(3) 歩道の舗装</p> <p>歩道の舗装は、歩行者の安全性及び快適性を確保するため、<u>平坦</u>で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p>
2 歩道と車道との段差	<p>(1) から (2) まで略</p> <p>(3) 細街路等との交差部</p> <p>自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して<u>平坦</u>となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。</p>	2 歩道と車道との段差	<p>(1) から (2) まで略</p> <p>(3) 細街路等との交差部</p> <p>自動車の交通量の少ない細街路等と交差する場合は、本線の歩行者の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道の面が連続して<u>平坦</u>となるような構造とすること。ただし、切り開き形式とする場合は、細街路等の路面と歩道の面とに段差を設けること。</p>
3 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して<u>平坦</u>となるような構造とすること。</p> <p>(2) から (3) まで略</p>	3 車乗り入れ部	<p>(1) 歩道における車乗り入れ部は、歩行者の安全性及び快適性を考慮し、歩道の面が連続して<u>平坦</u>となるような構造とすること。</p> <p>(2) から (3) まで略</p>
4 から 9まで略		4 から 9まで略	

別記6 (別表第8関係)

整備項目	整備基準等
1 出入口	<p>略</p> <p>(1) から (3) まで略</p> <p>(4) 路面は、<u>平坦</u>で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 略</p>
2 園路	<p>略</p> <p>(1) から (8) まで略</p> <p>(9) 路面は、<u>平坦</u>で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 略</p>
3 階段	<p>階段 (その<u>踊場</u>を含む。) の構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (5) まで略</p>

整備項目	整備基準等
1 出入口	<p>略</p> <p>(1) から (3) まで略</p> <p>(4) 路面は、<u>平たん</u>で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 略</p>
2 園路	<p>略</p> <p>(1) から (8) まで略</p> <p>(9) 路面は、<u>平たん</u>で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(10) 略</p>
3 階段	<p>階段 (その<u>踊り場</u>を含む。) の構造は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) から (5) まで略</p>

	(6) 表面は、 <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) から (10) まで略		(6) 表面は、 <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) から (10) まで略
4 傾 斜路	略 (1) から (5) まで略 (6) 路面は、 <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 略	4 傾 斜路	略 (1) から (5) まで略 (6) 路面は、 <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (7) 略
5 から 6まで		5 から 6まで	
7 野 外劇 場・ 野外 音楽 堂	略 (1) から (7) まで略 (8) <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (9) から (12) まで略	7 野 外劇 場・ 野外 音楽 堂	略 (1) から (7) まで略 (8) <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (9) から (12) まで略
8 から 9まで		8 から 9まで	

10 便所	(1) から (4) まで略 (5) <u>介助用ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。	10 便所	(1) から (4) まで略 (5) <u>大型ベッド</u> その他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。
11 から 15まで略		11 から 15まで	

別記 7 (別表第 9 関係)

整備項目	整備基準等	整備項目	整備基準等
1 略		1 略	
2 出入口	(1) 略 (2) 床の表面は、 <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 略	2 出入口	(1) 略 (2) 床の表面は、 <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 略
3 略		3 略	

4 コ ンコ ー ス・ 通 路・ ホー ル等	(1) 略 (2) 床の表面は、 <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。	4 コ ンコ ー ス・ 通 路・ ホー ル等	(1) 略 (2) 床の表面は、 <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
5 略		5 略	
6 階 段	(1) から (2) まで略 (3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、 <u>踊場</u> を設けること。 (4) 略 (5) 表面は、 <u>平坦</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) から (9) まで略	6 階 段	(1) から (2) まで略 (3) 高さが概ね300センチメートル以内ごとに、 <u>踊り場</u> を設けること。 (4) 略 (5) 表面は、 <u>平たん</u> で、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 (6) から (9) まで略
7 傾	(1) 略	7 傾	(1) 略

<p>斜路</p>	<p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さが150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>エ 折り返しの部分には踊場を設け、他の通路と出会う部分には水平な部分を設けること。</p> <p>(2) から (4) まで略</p>	<p>斜路</p>	<p>ア から イ まで略</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに長さが150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>エ 折り返しの部分には踊り場を設け、他の通路と出会う部分には水平な部分を設けること。</p> <p>(2) から (4) まで略</p>
<p>8 から 10まで</p>		<p>8 から 10まで略</p>	
<p>11 車椅子使用者用便房</p>	<p>略</p> <p>(1) から (7) まで略</p> <p>(8) 介助用ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>	<p>11 車椅子使用者用便房</p>	<p>略</p> <p>(1) から (7) まで略</p> <p>(8) 大型ベッドその他の着替えをすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p>
<p>12 旅客待合所</p>	<p>略</p> <p>(1) から (3) まで略</p> <p>(4) 床の表面は、平坦で、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<p>12 旅客待合所</p>	<p>略</p> <p>(1) から (3) まで略</p> <p>(4) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。</p>

	(5) から (6) まで略		(5) から (6) まで略
13 から 19まで略		13 から 19まで略	

別記8 (別表第10関係)

整備項目	整備基準等	整備項目	整備基準等
1 略		1 略	
2 路 外駐 車場 移動 等円 滑化 経路	(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (イ) まで略 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の 踊場 を設けること。 (エ) 略	2 路 外駐 車場 移動 等円 滑化 経路	(1) 略 (2) 略 ア から ウ まで略 エ 略 (ア) から (イ) まで略 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の 踊り場 を設けること。 (エ) 略